

(新) 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日一部改正版)	(旧) 作業規程の準則 (平成 25 年 3 月 29 日一部改正版)
<p>(計測用基図作成)</p> <p>第 2 4 5 条 計測用基図は、既成図の原図 <u>又は複製用原図</u> を写真処理等により複製し、作成するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 計測用基図は、<u>既成図の</u>原図 <u>又は複製用原図</u> と比較等を行い、画線の良否、表示内容等を点検し、必要に応じて修正するものとする。</p>	<p>(計測用基図作成)</p> <p>第 2 0 6 条 計測用基図は、既成図の原図を写真処理等により複製し、作成するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 計測用基図は、原図と比較等を行い、画線の良否、表示内容等を点検し、必要に応じて修正するものとする。</p>
<p>(要旨)</p> <p>第 2 8 9 条 「写真地図作成」とは、数値写真を正射変換した正射投影画像を作成した後、必要に応じてモザイク画像を作成し、<u>写真地図データファイル</u>を作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第 2 4 8 条 「写真地図作成」とは、数値写真を正射変換した正射投影画像を作成した後、必要に応じてモザイク画像を作成し写真地図データファイルを作成する作業をいう。</p>

既成図の
赤線を追加しました。

赤線を追加しました。

<p>(写真地図作成)</p> <p>第290条 (略)</p> <p>2 空中写真の撮影方法は、第4章第5節の規定を準用する。</p>	<p>(写真地図作成)</p> <p>第249条 (略)</p> <p>2 空中写真の撮影方法は、第3章第5節の規定を準用する。</p>
<p>(方法)</p> <p>第291条 (略)</p>	<p>(方法)</p> <p>第250条 (略)</p>
<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第292条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>五～十一 (略)</p>	<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第251条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 刺針</p> <p>六～十二 (略)</p>
<p>(空中写真測量に関する規定の準用)</p> <p>第293条 前条第一号から第六号の作業については、次に規定するところによるほか、第4章第2節から第9節までの規定を準用する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 数値地形モデルの作成におけるブレイクライン、等高線、標高点等の計測は、第4章第8節の規定を準用する。</p> <p>四 写真地図データに重ね合わせる注記等のデータを作成する場合には、第4章第6節から第9節までの規定を準用する。</p>	<p>(空中写真測量に関する規定の準用)</p> <p>第252条 前条第一号から第七号の作業については、次に規定するところによるほか、第3章第2節から第10節までの規定を準用する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 数値地形モデルの作成におけるブレイクライン、等高線、標高点等の計測は、第3章第9節の規定を準用する。</p> <p>四 写真地図データに重ね合わせる注記等のデータを作成する場合には、第3章第7節から第10節までの規定を準用する。</p>
<p>第2節 作業計画</p>	<p>第2節 作業計画</p>
<p>(要旨)</p> <p>第294条 (略)</p>	<p>(要旨)</p> <p>第253条 (略)</p>
<p>(使用する数値写真)</p> <p>第295条 (略)</p>	<p>(使用する数値写真)</p> <p>第254条 (略)</p>
<p>第3節 数値地形モデルの作成</p>	<p>第3節 数値地形モデルの作成</p>
<p>(要旨)</p> <p>第296条 (略)</p>	<p>(要旨)</p> <p>第255条 (略)</p>
<p>(標高の取得)</p> <p>第297条 標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第291条第2項の規定を満たした精度で取得するものとする。必要に応じて局所歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 標高点計測法により標高点を選定する場合は、第218条の規定を準用する。</p> <p>6 自動標高抽出技術におけるグリッド間隔は、画像関連間隔が第291条第2項の規定による精度を満たすものとする。</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>(標高の取得)</p> <p>第256条 標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第250条第2項の規定を満たした精度を有し、必要に応じて局所歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 標高点計測法により標高点を選定する場合は、第179条の規定を準用する。</p> <p>6 自動標高抽出技術におけるグリッド間隔は、画像関連間隔が第250条第2項の規定による精度を満たすものとする。</p> <p>7～10 (略)</p>
<p>(数値地形モデルへの変換)</p> <p>第298条 数値地形モデルへの変換は、前条で取得した標高により第291条第2項の規定を満たすグリッド又は不整三角網を用いるものとする。</p> <p>2 数値地形モデルの形状をグリッドで作成する場合は、グリッド間隔は第291条第2項の規定を準用す</p>	<p>(数値地形モデルへの変換)</p> <p>第257条 数値地形モデルへの変換は、前条で取得した標高により第250条第2項の規定を満たすグリッド又は不整三角網を用いるものとする。</p> <p>2 数値地形モデルの形状をグリッドで作成する場合は、グリッド間隔は第250条第2項の規定を準用す</p>

る。 3～5 (略)	る。 3～5 (略)
(数値地形モデルの編集) 第299条 (略)	(数値地形モデルの編集) 第258条 (略)
(数値地形モデルファイルの作成) 第300条 (略) 2 数値地形モデルファイルの格納単位は、 第308条 に規定する写真地図データファイルの格納単位と同一とする。 3 (略)	(数値地形モデルファイルの作成) 第259条 (略) 2 数値地形モデルファイルの格納単位は、 第267条 に規定する写真地図データファイルの格納単位と同一とする。 3 (略)
(数値地形モデルファイルの点検) 第301条 数値地形モデルファイルの点検は、前条で作成した数値地形モデルファイルを用いて行うものとする。 2 数値地形モデルファイルの標高点精度は、 第291条 第2項の規定を準用する。 3・4 (略)	(数値地形モデルファイルの点検) 第260条 数値地形モデルファイルの点検は、前条で作成した数値地形モデルを用いて行うものとする。 2 数値地形モデルファイルの標高点精度は、 第250条 第2項の規定を準用する。 3・4 (略)
第4節 正射変換	第4節 正射変換
(要旨) 第302条 (略)	(要旨) 第261条 (略)
(正射投影画像の作成) 第303条 (略) 2 正射投影画像の地上画素寸法は、 第291条 第2項の規定を準用する。 3 内部標定は、 第201条 の規定を準用する。 4 (略)	(正射投影画像の作成) 第262条 (略) 2 正射投影画像の地上画素寸法は、 第250条 第2項の規定を準用する。 3 内部標定は、 第162条 の規定を準用する。 4 (略)
第5節 モザイク	第5節 モザイク
(要旨) 第304条 (略)	(要旨) 第263条 (略)
(方法) 第305条 (略) 2 モザイクは、線状対象物においては不整合のないように努め、その他の対象物においては 第291条 第2項に規定する水平位置の精度を満たすものとする。	(方法) 第264条 (略) 2 モザイクは、線状対象物においては不整合のないように努め、その他の対象物においては 第250条 第2項に規定する水平位置の精度を満たすものとする。
(モザイク画像の点検) 第306条 (略)	(モザイク画像の点検) 第265条 (略)
第6節 写真地図データファイルの作成	第6節 写真地図データファイルの作成
(要旨) 第307条 (略) 2 (略) 3 注記等のデータを取得した場合には、 第4章第8節又は第9節 の規定により格納するものとする。	(要旨) 第266条 (略) 2 (略) 3 注記等のデータを取得した場合には、 第3章第9節又は第10節 の規定により格納するものとする。
(写真地図データファイル等の格納) 第308条 (略)	(写真地図データファイル等の格納) 第267条 (略)

第7節 品質評価	第7節 品質評価								
(品質評価) 第309条 (略)	(品質評価) 第268条 (略)								
第8節 成果等の整理	第8節 成果等の整理								
(メタデータの作成) 第310条 (略)	(メタデータの作成) 第269条 (略)								
(成果等) 第311条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一～三 (略) 四 精度管理表 五 品質評価表 六・七 (略)	(成果等) 第270条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一～三 (略) 四 品質評価表及び 精度管理表 (新規) 五・六 (略)								
第8章 航空レーザ測量	第7章 航空レーザ測量								
第1節 要旨	第1節 要旨								
(要旨) 第312条 (略)	(要旨) 第271条 (略)								
(地図情報レベルと格子間隔) 第313条 (略)	(地図情報レベルと格子間隔) 第272条 (略)								
(工程別作業区分及び順序) 第314条 (略)	(工程別作業区分及び順序) 第273条 (略)								
第2節 作業計画	第2節 作業計画								
(要旨) 第315条 (略)	(要旨) 第274条 (略)								
第3節 固定局の設置	第3節 固定局の設置								
(固定局の設置) 第316条 (略)	(固定局の設置) 第275条 (略)								
(固定局の点検) 第317条 (略)	(固定局の点検) 第276条 (略)								
第4節 航空レーザ計測	第4節 航空レーザ計測								
(航空レーザ計測) 第318条 (略)	(航空レーザ計測) 第277条 (略)								
(航空レーザ測量システム) 第319条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 GNS S測量機は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。	(航空レーザ測量システム) 第278条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 GNS S測量機は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">項目</td> <td style="text-align: center;">性能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水平成分</td> <td style="text-align: center;">0.3m</td> </tr> </table>	項目	性能	水平成分	0.3m	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">項目</td> <td style="text-align: center;">性能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水平位置</td> <td style="text-align: center;">0.3m</td> </tr> </table>	項目	性能	水平位置	0.3m
項目	性能								
水平成分	0.3m								
項目	性能								
水平位置	0.3m								

<p>四～八 (略)</p> <p>高さ <u>成分</u> 0.3m</p>	<p>四～八 (略)</p> <p>高さ 0.3m</p>
<p>(計測データの取得)</p> <p><u>第320条</u> (略)</p>	<p>(計測データの取得)</p> <p><u>第279条</u> (略)</p>
<p>(航空レーザ用数値写真)</p> <p><u>第321条</u> (略)</p>	<p>(航空レーザ用数値写真)</p> <p><u>第280条</u> (略)</p>
<p>(航空レーザ計測の点検)</p> <p><u>第322条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 計測データの点検は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(航空レーザ計測の点検)</p> <p><u>第281条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 計測データの点検は次の各号について行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
<p>第5節 調整用基準点の設置</p>	<p>第5節 調整用基準点の設置</p>
<p>(調整用基準点の設置)</p> <p><u>第323条</u> (略)</p>	<p>(調整用基準点の設置)</p> <p><u>第282条</u> (略)</p>
<p>(調整用基準点の測定)</p> <p><u>第324条</u> 調整用基準点の測定は、<u>次の各号のとおりとする。</u></p> <p>一 水平位置の測定は、<u>第2編第2章で規定する4級基準点測量により行う。ただし、近傍に必要な既知点がない場合には、第59条第6項第二号に規定する単点観測法に準じて行うことができる。</u></p> <p>二 標高の測定は、<u>第2編第3章で規定する4級水準測量により行う。ただし、近傍に必要な水準点がない場合には、測定する調整用基準点に最も近い2点以上の水準点を既知点として第2編第2章基準点測量に規定するGNSS観測のスタティック法に準じて行うことができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(調整用基準点の測定)</p> <p><u>第283条</u> 調整用基準点の測定は、<u>4級基準点測量及び4級水準測量により実施することを原則とし、必要に応じて次の各号により行うものとする。</u></p> <p>一 水平位置の測定 <u>において</u> 近傍に必要な既知点がない場合には、第59条第6項第二号に規定する単点観測法に準じて行う。</p> <p>二 標高の測定 <u>において</u> 近傍に必要な水準点がない場合には、測定する調整用基準点に最も近い2点以上の水準点 <u>及び調整用基準点にGNSS測量機を設置し、スタティック法により</u> 行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第6節 三次元計測データの作成</p>	<p>第6節 三次元計測データの作成</p>
<p>(三次元計測データの作成)</p> <p><u>第325条</u> (略)</p>	<p>(三次元計測データの作成)</p> <p><u>第284条</u> (略)</p>
<p>(三次元計測データの点検)</p> <p><u>第326条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 すべての調整用基準点での点検の結果、較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上又は標準偏差が25センチメートル以上の場合、原因を調査の上、再計算処理又は再測等の是正処置を講じる。ただし、較差の傾向が、作業地域全体で同じ場合は<u>第333条</u>の規定に基づき補正を行う。</p>	<p>(三次元計測データの点検)</p> <p><u>第285条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 すべての調整用基準点での点検の結果、較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上又は標準偏差が25センチメートル以上の場合、原因を調査の上、再計算処理又は再測等の是正処置を講じる。ただし、較差の傾向が、作業地域全体で同じ場合は<u>第292条</u>の規定に基づき補正を行う。</p>
<p>(コース間標高値の点検)</p> <p><u>第327条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 点検箇所数は、(コース長 <u>キロメートル</u>/10+1) の小数点以下切り上げとする。</p>	<p>(コース間標高値の点検)</p> <p><u>第286条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 点検箇所数は、(コース長 <u>km</u>/10+1) の小数点以下切り上げとする。</p>

二～六 (略) 3 (略)	二～六 (略) 3 (略)
(再点検) 第328条 (略)	(再点検) 第287条 (略)
(航空レーザ用写真地図データの作成) 第329条 (略)	(航空レーザ用写真地図データの作成) 第288条 (略)
(水部ポリゴンデータの作成) 第330条 (略)	(水部ポリゴンデータの作成) 第289条 (略)
(欠測率の計算) 第331条 (略)	(欠測率の計算) 第290条 (略)
(データの点検) 第332条 (略)	(データの点検) 第291条 (略)
第7節 オリジナルデータの作成	第7節 オリジナルデータの作成
(オリジナルデータの作成) 第333条 (略)	(オリジナルデータの作成) 第292条 (略)
(オリジナルデータの点検) 第334条 (略)	(オリジナルデータの点検) 第293条 (略)
第8節 グラウンドデータの作成	第8節 グラウンドデータの作成
(グラウンドデータの作成) 第335条 (略)	(グラウンドデータの作成) 第294条 (略)
(低密度ポリゴンデータの作成) 第336条 (略)	(低密度ポリゴンデータの作成) 第295条 (略)
(既存データとの整合) 第337条 (略)	(既存データとの整合) 第296条 (略)
(フィルタリング点検図の作成) 第338条 (略)	(フィルタリング点検図の作成) 第297条 (略)
(フィルタリングの点検) 第339条 (略) 一 第335条 第3項に規定するフィルタリング対象項目のオリジナルデータ採否の適否 二・三 (略) 2・3 (略)	(フィルタリングの点検) 第298条 (略) 一 第294条 第3項に規定するフィルタリング対象項目のオリジナルデータ採否の適否 二・三 (略) 2・3 (略)
第9節 グリッドデータの作成	第9節 グリッドデータの作成
(グリッドデータの作成) 第340条 (略) 2～5 (略) 6 グリッドデータにおける標高値は、0.1メートル <u>位</u> とする。	(グリッドデータの作成) 第299条 (略) 2～5 (略) 6 グリッドデータにおける標高値は、0.1メートル <u>単位</u> とする。
(グリッドデータ点検図の作成) 第341条 (略)	(グリッドデータ点検図の作成) 第300条 (略)

(グリッドデータの点検) 第342条 (略)	(グリッドデータの点検) 第301条 (略)
第10節 等高線データの作成	第10節 等高線データの作成
(等高線データの作成) 第343条 (略)	(等高線データの作成) 第302条 (略)
(等高線データの点検) 第344条 (略)	(等高線データの点検) 第303条 (略)
第11節 数値地形図データファイルの作成	第11節 数値地形図データファイルの作成
(要旨) 第345条 (略) 2 本節において 数値地形図データファイルは、次の各号のとおりとする。 一～九 (略)	(要旨) 第304条 (略) 2 数値地形図データファイルは、次の各号のとおりとする。 一～九 (略)
第12節 品質評価	第12節 品質評価
(品質評価) 第346条 (略)	(品質評価) 第305条 (略)
第13節 成果等の整理	第13節 成果等の整理
(メタデータの作成) 第347条 (略)	(メタデータの作成) 第306条 (略)
(成果等) 第348条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一・二 (略) 三 精度管理表 四 品質評価表 五・六 (略)	(成果等) 第307条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一・二 (略) 三 品質評価表及び 精度管理表 (新規) 四・五 (略)
第9章 地図編集	第8章 地図編集
第1節 要旨	第1節 要旨
(要旨) 第349条 (略)	(要旨) 第308条 (略)
(基図データ) 第350条 (略)	(基図データ) 第309条 (略)
(地図編集) 第351条 (略)	(地図編集) 第310条 (略)
(編集資料) 第352条 (略)	(編集資料) 第311条 (略)
(工程別作業区分及び順序) 第353条 (略)	(工程別作業区分及び順序) 第312条 (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要旨)	(要旨)

第354条 (略)	第313条 (略)
第3節 資料収集及び整理	第3節 資料収集及び整理
(要旨)	(要旨)
第355条 (略)	第314条 (略)
第4節 編集原稿データの作成	第4節 編集原稿データの作成
(要旨)	(要旨)
第356条 (略)	第315条 (略)
(編集原稿データの作成)	(編集原稿データの作成)
第357条 (略)	第316条 (略)
第5節 編集	第5節 編集
(要旨)	(要旨)
第358条 (略)	第317条 (略)
(編集原図データの作成)	(編集原図データの作成)
第359条 (略)	第318条 (略)
(接合)	(接合)
第360条 (略)	第319条 (略)
第6節 数値地形図データファイルの作成	第6節 数値地形図データファイルの作成
(数値地形図データファイルの作成)	(数値地形図データファイルの作成)
第361条 (略)	第320条 (略)
第7節 品質評価	第7節 品質評価
(品質評価)	(品質評価)
第362条 (略)	第321条 (略)
第8節 成果等の整理	第8節 成果等の整理
(メタデータの作成)	(メタデータの作成)
第363条 (略)	第322条 (略)
(成果等)	(成果等)
第364条 (略)	第323条 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)
三 精度管理表	三 品質評価表及び精度管理表
四 品質評価表	(新規)
五・六 (略)	四・五 (略)
第10章 基盤地図情報の作成	第9章 基盤地図情報の作成
第1節 要旨	第1節 要旨
(要旨)	(要旨)
第365条 (略)	第324条 (略)

第2節 基盤地図情報の作成方法	第2節 基盤地図情報の作成方法
(基盤地図情報の作成方法) 第366条 (略)	(基盤地図情報の作成方法) 第325条 (略)
第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成	第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成
(要旨) 第367条 (略)	(要旨) 第326条 (略)
(工程別作業区分及び順序) 第368条 (略)	(工程別作業区分及び順序) 第327条 (略)
第4節 作業計画	第4節 作業計画
(要旨) 第369条 (略)	(要旨) 第328条 (略)
第5節 既存の測量成果等の収集及び整理	第5節 既存の測量成果等の収集及び整理
(要旨) 第370条 (略)	(要旨) 第329条 (略)
第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整	第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整
(要旨) 第371条 (略)	(要旨) 第330条 (略)
(位置整合性等の向上の区分) 第372条 (略)	(位置整合性等の向上の区分) 第331条 (略)
(接合) 第373条 (略)	(接合) 第332条 (略)
(相対位置の調整) 第374条 (略)	(相対位置の調整) 第333条 (略)
第7節 基盤地図情報項目の抽出	第7節 基盤地図情報項目の抽出
(要旨) 第375条 (略)	(要旨) 第334条 (略)
第8節 品質評価	第8節 品質評価
(要旨) 第376条 (略)	(要旨) 第335条 (略)
第9節 成果等の整理	第9節 成果等の整理
(メタデータの作成) 第377条 (略)	(メタデータの作成) 第336条 (略)
(成果等) 第378条 (略) 一 (略) 二 精度管理表 三 品質評価表 四・五 (略)	(成果等) 第337条 (略) 一 (略) 二 品質評価表及び精度管理表 (新規) 三・四 (略)

